

令和5年9月19日開会

令和5年9月19日閉会

第777回湯川村農業委員会  
定例総会会議録

湯川村農業委員会

## 第 7 7 7 回 湯 川 村 農 業 委 員 会 会 議 録

第 7 7 7 回湯川村農業委員会定例総会を令和 5 年 9 月 1 9 日湯川村役場に召集した。

### 1. 出席農業委員（8 人）・出席推進委員（6 人）

1 番	小 沼 幸 子	2 番	佐 藤 敬 一
3 番	山 田 誠 一 郎	4 番	兼 子 房 男
5 番	山 口 栄 子	6 番	真 壁 澄 男
7 番	中 島 仁	8 番	高 木 伸 也
9 番	鈴 木 明 美	1 1 番	三 瓶 恵 美
1 2 番	吉 田 守	1 3 番	高 橋 勝 彦
1 4 番	中 島 和 裕	1 5 番	大 場 忠 重

### 2. 欠席農業委員（0 人）・欠席推進委員（1 人）

1 0 番 渡 部 正 美

### 3. 本会議に出席した事務局職員

事務局職員 大 場 祐 一 石 田 弘 恵

### 4. 本日の会議の案件

議案第 1 7 号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）

### 5. 会議の概要

（午前 9 時開会）

議 長 皆さん、おはようございます。新聞にも載っておりましたが、昨日湯川村地内で、作業中コンバインが燃えた事案とローダーに挟まれる怪我をした事案が発生いたしましたので、これから秋作業本格的になりますので、怪我等ないように注意してください。

議 長 本日の出席状況でございますが、農業委員については、欠席の報告を受けておりません。農地利用最適化推進委員からは、10 番委員より欠席の報告を受けております。9 番委員から遅参する旨の連絡がありました。農業委員 8 名中 8 名出席しておりますので本日の会議は成立しております。

只今より第 777 回湯川村農業委員会定例総会を開会いたします。

議 長 日程第 1、会期の決定について、をお諮りいたします。

3 番委員 会期は本日一日限りとしたいと思えます。

議 長 只今 3 番委員から「会期を本日 1 日限りとする。」提案がありました。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認め、会期を本日一日限りといたします。

議 長 日程第2、会議録署名人の決定についてをお諮りいたします。

(議長一任、の声)

議 長 議長一任ということで、私の方から指名させていただきます。本日の会議録署名人に6番委員と7番委員の両名をお願いいたします。

議 長 日程第3、会務の報告をいたします。事務局の報告を求めます。

事 務 局 前回の定例会から本日までの主な会務を報告した。

議 長 これで会務の報告を終わります。

議 長 日程第4、議案第17号、農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 はい、議長。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 2ページを朗読した。今回の案件につきましては1件です。3ページをお開きください。整理番号1番です。所有権の移転をする者は、■■■■■にお住いの■■■■■さんです。■■■■■集落の■■■■■さんの娘さんで、相続登記が終わりましたので、今回申請に至ったものです。所有権の移転を受ける者は、福島県農業振興公社です。所有権を移転する土地は、大字■■■■■他1筆ございまして合計面積は■■■■■㎡です。所有権の移転の内容は、利用目的は水田として利用、所有権の移転時期につきましては、令和5年9月23日、対価は2筆合計で■■■■■円です。10アールに換算しますと■■■■■万円となります。対価の支払い方法は、一括で口座振込となります。対価の支払い期限、引き渡しの時期は、いずれも令和5年11月30日となっております。なお、中間管理事業に係る手数料として1パーセントの■■■■■円が対価から差し引かれて振り込まれることとなります。場所につきましては、6ページ及び7ページに位置図を添付してございまして、赤色で塗られている部分が今回公社に売り渡される農地です。価格は、8月10日に農地利用調整会議を開催し、担当地区委員6番委員、10番委員の立ち合いの元、譲渡人及び福島県農業振興公社職員1名、購入を希望されている方にお集まりいただき、協議決定した価格でございます。議案第17号の説明は以上です。旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 これより、本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。ございませんか。

7番委員 お伺いしたい事が2点あります。今回の事案について、インターネットで調べさせてもらいました。農地法3条と農業経営基盤強化促進法の所有権移転の違いが理解しがたいのでお聞きしたい。2点目ですが、今回の議案のように所有権移転をした場合は、税金面で控除されると載っていましたがどうして税制面の控除があるのか。

事 務 局 農地を耕作目的で売買する場合や、貸し借りをする場合には、農地法による

方法と農業経営基盤強化促進法による方法があります。農業経営基盤強化促進法については、地域の中核的担い手となる農業者の育成・確保、および経営改善を図る目的の達成のため、市町村が主体となって、地域の集団的土地利用や農作業の効率化等を促進するものです。農地法3条と農業経営基盤強化促進法の所有権移転の違いについてですが、農地法については、すべての農地が対象ですが、基盤法については、農業振興地域内の農用地に限ります。また農地法3条の許可基準は先月の定例総会で説明いたしましたが、譲受人の下限面積はありませんが、農業経営基盤強化促進法については、経営面積が3ヘクタール以上あることが条件となります。

2点目については、農地を売買した場合は、譲渡所得額の20%の税金が課せられます。担い手への譲渡を促すため、今回のように農地中間管理機構に売った場合は、800万円の控除を受けられます。売買金額が800万円以下であれば実質譲渡所得税がかからないということになります。以上の説明で理解いただけたでしょうか。

7番委員 わかりました。ありがとうございました。

15番委員 7ページの位置図を見ますと、申請地の■■■■番と■■■■番の農地は現況一筆との説明がありましたが■■■■番の農地については現況どのようになっていますか。

事務局 ■■■■番の農地については、所有者は別な方です。8月実施した利用状況調査時に説明した場所でありまして、現況をご覧になったと思いますが、ここは盛土がされておりまして、木々が植えられております。土地所有者が、■■■■を営んでいるためその木々だと考えます。現在指導している■■■■の資材置き場の転用をして是正頂いてからそちらに木々を移して頂くように考えています。現時点では、田としては利用できない状況ですし盛土されていますので、境界の心配はないと考えます。

7番委員 私も■■■■番の農地は、どのようになっているのかと思ひましてグーグルアースで見たところ、事務局がお話した状況になっています。ご紹介でした。

議長 他に質疑ございませんか。

(なし、の声)

議長 質疑が無ければ、質疑を打ち切りたい思ひとます。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認めます。本案に対する質疑を打ち切ります。

議長 これより、意見を徴します。

6番委員 議案第17号農用地利用集積計画の決定について意見を述べます。いずれも事実に相違なく、湯川村農業経営基盤強化促進事業実施方針に合致しているもので、決定したいと思ひます。

議長 これより議案第17号農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）を採決したいと思ひますがご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

- 議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第 17 号、農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）を採決いたします。
- 議 長 議案第 17 号、農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。
- 議 長 本日の議題はすべて終了いたしましたので、第 777 回湯川村農業委員会定例総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

6. 本日の会議の結果は、次のとおりである。

議案第 17 号 原案のとおり決定

- 議 長 全議事の終了を告げ、令和 5 年 9 月 19 日午前 9 時 27 分閉会を宣言した。

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和 5 年 10 月 18 日

湯川村農業委員会

会 長

6 番 委 員

7 番 委 員